

20. 04

審査の手続の中止について**1. 商標法における規定**

商標の審査において、他の審判又は訴訟により審査の手続を中止する場合は、以下のとおり規定されている。

- (1) 審査において必要があると認めるときは、異議決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまで、その手続を中止することができる（商第17条で準用する特第54条第1項）。
- (2) 審査官は、出願人が補正却下不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまで、その審査を中止しなければならない（商第16条の2第4項）。

2. 審査において必要があると認めるときの手続の中止**(1) 対象とする商標登録出願**

異議の申立て、審判又は裁判（以下「審判等」という。）に係属している他人又は本人（出願人）の商標登録又は商標登録出願について、当該審判等の結果により拒絶の理由に影響があると判断される商標登録出願を対象とする。

(2) 中止の手続**①中止の通知**

審査官は、上記1（1）の商第17条に基づき審査の手続を中止する必要があると判断した商標登録出願について、出願人に手続の中止の根拠となる商標登録の番号又は商標登録出願の番号等の対象となる審判等が特定できる情報とともに、当該商標登録出願が手続の中止となる旨を通知する。

②中止の解除の通知

審査官は、手続の中止の根拠となる商標登録又は商標登録出願に係る異議決定若しくは審決が確定し又は訴訟手続が完結したときは、出願人に手続の中止が解消した旨を通知する。

3. 補正却下不服審判の請求に伴う手続の中止**(1) 対象となる商標登録出願**

補正却下の決定後、当該決定に対する不服審判が請求された商標登録出願が対象となる。

(2) 中止の手続**①中止の通知**

手続の中止の通知は行わない。これは補正却下の決定がなされた当該商標登録出願について、出願人が補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまで、その商標登録出願の審査を中止しなければならないと法律上

規定されているため、当然に手続が中止されるので、通知をする必要はないと考えられる。

②中止の解除の通知

手続の中止の解除の通知も行わない。その審判の審決が確定するまで、その商標登録出願の審査を中止しなければならないと法律上規定されており、その審判の審決が確定すれば、当然に手続の中止が解消されるので、通知をする必要はないと考えられる。

4. 中止の効力

(1) 期間進行の停止、開始

手続の中止があったときは、期間はその進行を停止する。中止の解消により手続が再び進行したときには、その続行のときから改めて全期間が進行する¹（商第77条第2項で準用する特第24条で準用する民訴第132条第2項）。

(2) 中止中に行われた手続

手続の中止中に行われた審査官からの審査の実体的判断に関わる手続は、その効力が認められない。

5. その他

国際商標登録出願については、この取扱いは適用しない。

¹ 商標法第16条の政令で定める期間は、新たな期間（18月）が進行することとなる。